

行事等に付随した食品の提供 に伴う届出について

イベントや行事等に付随して臨時的に簡易な施設を設けて不特定多数の者を対象に食品を提供する際、臨時飲食店営業の許可が必要ですが、以下の要件を全て満たす場合は、許可に代わり届出で良いとされていますので、事前に「臨時飲食店出店届出書」を提出してください。

- ① 学校、社会福祉施設、住民の自治組織、自治体が主催する行事等に主催者自らが出店する場合又は主催者から承認を受け出店する場合
- ② 出店期間が年に1回で、かつ、その出店日数が連続しても3日以下である場合
- ③ 営利を目的としない場合

なお、臨時出店で取り扱うことができる食品は限定されています。例示にない食品の提供を検討している場合は事前に保健所にご相談ください。

取扱可能な食品の例示

煮物類	おでん、煮込み、豚汁、じゃっば汁、けの汁
焼物類	焼きとり、焼き肉、焼き魚、焼き貝、いか焼き、フランクフルト
お好み焼き類	たこ焼き、もんじゃ焼き、お好み焼き
茹物、蒸し物	じゃがいもバター、蒸しぎょうざ、蒸ししゅうまい、蒸し中華まんじゅう
めん類	やきそば、即席カップめん、ラーメン、うどん、そば
揚物類	串かつ、フライドチキン、フライドポテト、アメリカンドッグ
喫茶類	ところてん、かき氷、氷菓、ディッシャーアイス、清涼飲料水、甘酒、しるこ、コーヒー、紅茶、その他の酒類以外の飲み物
酒類	日本酒、ビール、ウィスキー、焼酎
菓子類	たい焼き、大判焼き、今川焼き、クレープ、ベビーカステラ、焼き餅、ドーナツ、大学芋、焼き団子、焼きまんじゅう、蒸しまんじゅう、べっこう飴、カルメ焼き、果実チョコ、果実あめ
その他	上記食品に類するものとして衛生上支障がないと保健所長が認める食品

担当：青森市保健所生活衛生課 食品衛生チーム
 〒030-0962 青森市佃二丁目19-13
 TEL:017-765-5293、FAX:017-765-5283